

欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ（第1回）

議事要旨

日時 2025年3月4日（火）13時00分～14時30分

場所 オンライン会議（Teams）

出席者（委員）北川座長、植村委員、馬野委員、恩田委員、森委員、吉澤委員（代理）

（ゲストスピーカー）在欧日系ビジネス協議会 前田様

（オブザーバー）金融庁、公益社団法人 関西経済連合会（ご欠席）、一般社団法人 経済団体連合会、日本公認会計士協会、在欧日系ビジネス協議会（JBCE）

議事

- （1）開会
- （2）事務局資料説明
- （3）討議
- （4）閉会

議事概要

（1）開会

- 今日より欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループがはじまりますが、最近非常に動きが激しい領域であり、日本の企業にとっても大変重要な局面になっております。短期間ではありますが、実りの多いワーキング・グループにしたいと思います。

- 資料につきましては、事前にお送りした資料をご確認いただけますと幸いです。次に、委員・オブザーバーのご紹介になりますが、資料3委員名簿をもって代えさせていただきます。

本ワーキング・グループの議事進行についてお知らせします。本ワーキング・グループの座長は、青山学院大学名誉教授、東京都立大学特任教授の北川先生にお願いをしたいと思います。それでは、北川先生、どうぞよろしく願いいたします。

（2）事務局資料説明

- ありがとうございます。早速ですが、本日の議題に入りたいと思います。事務局資料について、企業会計室より説明いただきます。

- 資料4についてご説明いたします。まず1ページです。ワーキング・グループの進め方です。本日は第1回ワーキング・グループです。企業持続可能性報告指令（以下、「CSRD」）、及び欧州持続可能性報告基準（以下、「ESRS」）の基本情報について整理した上で、CSRDの最新動向についても説明いたします。本日は、ESRS 第三国基準の Mixed approach について議論いただく予定です。第2回ワーキング・グループの前に CSRD 適用対象の企業を対象としたアンケート調査を予定しています。このアンケート結果は、第2回ワーキング・グループで途中経過を報告するとともに、最終報告書に取り込む予定となっております。

2ページです。CSRD/ESRSの基本情報について整理しています。

3ページです。ESRSは、2022年11月にドラフト版が公表され、2023年12月に横断的ESRSが施行されました。2023年1月にEUにおいてCSRDが発効しておりますが、従来の非財務情報開示指令（以下、「NFRD」）と比較して、対象企業の拡大、一定の要件を満たす第三国の企業への開示要求などが変更されています。

4ページです。ESRSの開示要求事項についてですが、横断的ESRSは公表済みです。現在、セクター特有の基準、上場中小企業向け基準、第三国基準について議論中という状況です。

5ページです。CSRD/ESRSはダブルマテリアリティによって開示が要求される点の特徴です。シングルマテリアリティ、インパクトマテリアリティ、ダブルマテリアリティの概念について整理しております。

6ページ・7ページです。ESRSの開示要求事項の詳細な部分を整理しております。

8ページです。CSRDはEUの法令です。各国が国内で法制化した上で運用することになりますが、このページではEU各国の法令施行状況を整理しています。黄色は法制化がまだ始まっていない国です。青色は法制化されているが、運用が開始されていない国です。青緑の国はすでに法制化され運用開始されている国です。

9ページです。CSRDの適用対象となる企業の一例を記載しております。青枠のB社及びC社グループについて、大企業または大企業グループに該当する場合に、2025年度から開示対象となります。また、第三国基準について、A社グループが適用企業となる場合は、2028年12月期から開示対象となります。

10ページです。ESRS 第三国基準は、今後整理されますが、ESRS 第三国基準の特徴として、まずCSRDの規則上、EU域内での売上高に関するインパクト情報に限定する文言が入っていること、特徴の2つ目として、財務マテリアリティに関する開示が求められない、すなわちインパクトの情報だけ開示が求められるという点が挙げられます。ESRS 第三国基準は2025年2月時点では公表されておらず、当初の予定よりも遅れております。

11 ページです。CSRD に関する最新動向です。

12 ページです。EU 各国においてサステナビリティ関連開示の報告義務が増えており、EU 競争力コンパスや、EPP などの欧州議会の政党等からの意見書において、報告義務の負担軽減を求める意見が出ています。

15 ページです。2月26日に欧州委員会にオムニバス法案と言われる負担軽減の法令案が提出されています。オムニバス法案の内容は、開示が要求されるサステナビリティに関するデータポイントの削減、セクター特有の基準の削除、合理的保証の導入を削除して限定的保証に限定する、などです。

16 ページです。適用対象企業の閾値については、従業員条件を従業員1,000人超、売上高条件を4億5,000万ユーロ超に引き上げる法案となっています。適用対象時期についても、2025年1月以降に開始する事業年度から適用対象だったものを2年遅らせる提案も含まれております。今回お示ししたCSRDの概要については、本日議論いただくというよりも、直近の状況を共有させていただくものです。

18 ページです。本日具体的に議論いただく事項について整理しております。ESRS 第三国基準における Mixed approach 導入の要否について議論いただきたいと考えております。Mixed approach は、ESRS 第三国基準において、「気候変動以外の項目については EU 市場で販売される製品、または提供されるサービスに関連するインパクト情報に限定するオプション」を指すものです。DG FISMA から EFRAG に導入が要請され、現在議論されています。

19 ページです。Mixed approach の概念を図示したのになります。

20 ページです。Mixed approach のメリット・デメリットを整理しております。こちらをベースにご議論いただきたいと思っております。また、メリット・デメリットに関して、他にもご意見があれば合わせてご発言ください。Mixed approach の対となる Global approach を導入した場合は、サステナビリティ開示が積極的であるということで、例えば ESG 格付けで有利な評価を得られる可能性があるというメリットがある一方で、世界中の子会社のデータを集めるデータ収集の負担という課題があると考えています。一方、Mixed approach を導入した場合、EU 域内のインパクトのみの開示であり開示負担軽減される一方で、EU 域内のインパクトを切り出すことが実務的に困難ではないかという意見がございます。

22 ページです。本日議論いただきたい事項として、Global approach だけしか選択できない場合、日本企業にどのような具体的な影響が生じるのか、また、欧州経済に具体的にどのような影響が生じるのかを意見いただきたいと思っております。加えて、Mixed approach が導入される場合、最低限第三国基準の中で明確化する必要がある規定は何かについて意見いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

- 続いて、在欧日系ビジネス協議会（JBCE）の前田事務局長より最近の欧州の状況につきましてご説明いただきたいと思います。

- 前田氏より欧州 CSR 規制の最新動向として、以下の点について説明がなされた。
 1. EU の現在地：“競争力”を巡る議論の動向
 2. 規制の簡素化（オムニバス）と ESRS 第三国基準
 - ✓ オムニバス法案
 - ✓ ESRS 第三国基準

- 出席者からご質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 競争力に焦点を当てるとのことですが、そもそもこのサステナブル・ファイナンスや GX も、競争力という視点もかなり強く持った上での政策であったと思います。今回の CSRD の簡素化、オムニバス法案といった時に、この CSRD の位置づけ、そもそもの政策目的は、どこに行ってしまうのでしょうか。簡素化することは理解しますが、妥協の産物のような着地にならないかと懸念しております。先ほどのダブルマテリアリティがまさに良い例かと思いますが、この CSRD のビジョン、何のための開示かと、欧州、欧州政府、欧州委員会としては整理をされているのかについて、もしご示唆があればお話しいただけませんかでしょうか。
- ご指摘の通り、特にサステナビリティ開示の本質と早くから向き合ってきた方々において、簡素化の号令のもとで競争力とサステナビリティの接点を見出すという政策目的そのものが棄損することに対する懸念もあると理解しています。単なる簡素化ではない、政策目的との両立も考えなければいけないポイントだろうと思います。そもそも欧州グリーンディールはグリーン政策であると同時に成長戦略という議論でもありました。CSRD もダブルマテリアリティベースでの対話という側面もありますが、もう一つは資本市場との対話という要素があり、サステナビリティに対して取り組むことが将来的に企業の競争力につながっていくという発想を大いに持って取り組んできたはずであり、簡素化や競争力に対する危機感の勢いが強い余りに、その本質まで毀損してしまってはまずいという議論は欧州の中でもあります。しかしながら、足元政治的なリーダーシップからは、この CSRD のコンプライアンス負担で、企業に兆円単位のコンプライアンスコストがかかっているところに光が強くと当たっています。この議論は今後も続くと思います。とにかく簡素化を企業負担の軽減を重視する考え方と、開示政策と競争力との接点、本質をしっかりと見ようという考え方、あるいは

そもそもダブルマテリアリティの考えを強く支持する市民社会・NGOといった3つほどの大きな考え方が、政治的なパワーゲームもあいまって、それぞれの立場を唱道しているという構造になっています。EUの政策の方向性という意味では、今回の政治的な調整の行く末を見届ける必要がありますし、産業界としても的確にインプットしていくことが求められると思います。

また、私見を申し上げれば、企業、あるいはこの開示政策を特に資本市場、競争力に関するステークホルダーとの対話にも使っていくべきだという考えを持ってきた人の視点に立てば、その本質は変わらないと思った方がいいと思います。開示のための開示はそぎ落とすけれども、ステークホルダーとの対話、あるいは資本市場との対話で、長い時間軸を見れば、競争力に跳ね返ってくることは何なのか、ダブルマテリアリティとシングルマテリアリティの接点は自社にとってどこなのかという議論をしていくという発想に立てば、そのコアのところは変わらないのではないかと考えています。

EUの議論は、過去5年とこれからで揺れ動くところが続くと思いますが、逆に言えば、第一期フォン・デア・ライエン政権と第二期フォン・デア・ライエン政権の計10年かけてルールを考えようとしているのだと思えば、リベラル側に振れた5年と産業政策・競争力に振ろうとしているこれからの5年が、最後には中道で決着するのではないかという個人的見立ても持っております。コンプライアンスの実務に取り組んできた方々からすると、政策の安定性が重要となり、法的安定性に欠ける状況は望ましくない訳ですが、これだけ政治的に右に左に動く風景を見ると、着地点の本質を見極める目を持って取り組む必要があると感じています。

- 投資家の姿勢もアメリカとヨーロッパでは分かれていて、ヨーロッパは比較的にESG投資を堅持する姿勢であり、アジアに対しても同じ感覚を持っているのですが、欧州およびアジアの一部とアメリカが違うというような感覚で、ブリュッセルからも見られていますでしょうか。
- 今回の簡素化の議論について、特に資本市場との関係でいうと、EUタクソミーにも触れざるを得ないと思っております。欧州がESG投資や責任投資原則を重視する姿勢はこれまでもありましたし、これからも大きくは変わらないと思っております。しかし、企業のパフォーマンスを見るときにEUタクソミー開示をこうやっているから、この企業に投資しようという議論になっているかという、そうならないというのが、率直な反省として起きていると思っております。つまりESG重視そのものと、制度としての開示制度の間にギャップがあり、その差分はそのまま企業負担となっているのではないかという指摘です。これがCSRDやCSDDDに加えて、タクソミーも見直しの対象となっている背景につながっていると思います。また、

CSRD/ESRS についても、そこで開示項目とされているものの中で、資本市場や投資家がこれは重要だと思って見ているものもあれば、必ずしもそうではないものも混ざっているという議論があるのだらうと思います。資本市場との対話で有効なところは最後まで残ると思いますが、そうではないところは簡素化した方が良いという議論が一方であり、他方で、ダブルマテリアリティを重視する考え方も市民社会等からは引き続き根強く、双方からの考え方を踏まえながら開示基準の見直しの議論が進むのではないかとみています。

- 我々も欧州に子会社をいくつか抱える中で、実務的な対応で今回のオムニバス法案をどう整理すればいいのかと悩んでおります。いくつかの子会社に関しては、2025年の12月末までの活動内容を開示する必要があり、準備を進めておりました。オムニバス法案の中で適用対象時期の延長、対象の変更、データポイントの変更、などの変更の可能性がある中での動き方として、今進めているものをどうしていけばいいのかと考えています。歩みを止めずに対応を進めるという考え方もある一方で、今回のオムニバス法案が、かなりの確率で、2025年中はわからないものの2026年に決着を見て、今の形とは変わってしまうのであれば、今の活動を一旦ホールドして見極める必要があると考えております。

お伺いしたかったのは、オムニバス法案の動きに対して、現地で、もしかしたら対象から外れるかもしれない、または延期になるかもしれない中で、第一波で動いているところを除いた個別の事業会社は、いったん動きを止めようとしているのか、あるいは、本質的なところでステークホルダーとの対話に向けて必要なものは必要だから、CSRDとは別物で動き出しているから、これをテイクチャンスして物事を進めていこうとしているのか、まだオムニバス法案が出て1週間ではありますが、現地で感じておられるところがありましたらお話しいただきませんかでしょうか。

- 企業側、特に実務を担当してきた方々からすると、戸惑っているというのが正直なところだと思います。アドバイザー業務をされている監査法人の皆さんの方が感覚は掴んでおられるかもしれませんが、日本企業と同じ戸惑いの感覚が欧州系企業にもあるというところだと思います。既上場企業など、第一波で開示している企業や、第二波の準備に相当のリソースを割いてきた企業からすれば逆に不公平だという議論もありますし、総じていえば企業からすれば簡素化は歓迎という議論もあり、産業界も divide されている状況が見て取れます。負担軽減は総論としては歓迎でありつつも、これまでの準備の進捗次第でも立場が分かれる議論かと思っています。
- もともと ESRS 域外適用・第三国基準の話について、日本としてどういう風なスタンスでの提言ができるかを検討するワーキング・グループだったと思いますが、欧州委員会あるいは欧州の現場にとって第三国基準というのは、極端に言えば、欧州域外会

社の救済法というようにも取れると思います。とすると、まずお膝元のオムニバス法案を早く可決する方に力を取られると想像しております。つまり、ESRS 第三国基準はいったん棚上げになるのではないのでしょうか。これはキャパシティ、リソースの関係も含めてそうなると思えます。欧州議会のメンバー、あるいはそれをサポートするメンバーの中に ESRS 第三国基準のことを今考えようとしている方はいらっしゃるのか、オムニバス法案と ESRS 第三国基準に同時にアプローチをしている人はいるのでしょうか。

- EFRAG から近いうちに今後の作業方針等、アップデート情報を聞き取る必要があるかと思っています。先ほど説明の中で申し上げた通り、一連のプロセスが DG FISMA や EFRAG が十分に絡まずに議論が動いてきているのと、苦難の末に生み出した ESRS 自身も、オムニバス法案が成立した後に見直さなければいけないということになっており、基準開発主体である EFRAG としては難しい立場に置かれているものと思えます。EFRAG が直近リソースを割いていたのがセクター特有の基準の開発で、オイル・ガス・鉱物は原案もできて、他の業種分野にも広げていこうとしていたわけですが、セクター別基準も、今の原案が通れば撤回の方向に向かうということで、彼らのプライオリティ自体が大きく揺れ動かざるを得ない状態が指摘できると思います。横断的 ESRS の見直しも今後控えている中で、第三国のことまで考えられるか、という指摘はごもっともだと思います。横断的 ESRS が変わると ESRS 第三国基準にも間接的な影響が及ぶと考えるのが自然なので、順番からすると横断的 ESRS を先にやらずに ESRS 第三国基準だけ先に進むことは考えにくいので、ESRS 第三国基準までは手が回らないという可能性もあると思います。とはいえ、第三国基準のドラフトは既に出てきているわけで、Mixed approach の妥当性についてステークホルダーの意見を集める観点等から原案で一旦粛々と準備を進める可能性もあります。実務的なインプットを準備できた方が良いので、検討は緩めずに、同時に EFRAG とコミュニケーションをして、彼らの今後の時間軸の情報を取りに行かないといけないと思っています。

(3) 討議

- それでは、事務局より示されました議論していただきたい事項につきまして、委員からご意見をいただきたいと思えます。
- まず、ESRS 第三国基準の Global approach とは、ESRS の本則に近いものと考えています。当社は現在、CSRD 域外適用の対応として 28 年度の情報を 29 年に開示する方法はとらない予定で進めています。また、大企業の子会社グループがヨーロッパに所在していますが、その子会社グループ毎に CSRD/ESRS の対応をすると非常にコス

トや手間がかかり、またその3年後にグローバル連結で CSRD/ESRS 対応が必要となることは、あまりにも合理的ではないので、当社は25年度、すなわち当社の事業年度でいうと26年3月期のESRSに基づく親会社の連結ベースでの開示を検討してきました。欧州で活動する日本企業への影響は、CSRD/ESRSへの対応をしないとヨーロッパ市場での取引機会、言い換えると入場券を失うことになりえると思います。現在、比較的ヨーロッパにおける当社のビジネスは小さくなりつつあります。しかしながらそれでも一定程度の取引比率がありますので、その市場への入場券がなくなることはあってはならないことであり、先んじて現行CSRD/ESRSに基づく親会社のグローバル連結ベースでの開示にトライしていこうと考えておりました。当社は第二波と同じ時期の開示を考えていましたので、オムニバス法案の延期法案の成立で開示時期が後ろにずれるかによって、準備対応や動き方を見直す必要があると思っています。Mixed approachについては、Global approachと選択可能とすることが必要と考えています。ただし、SR TEGの分析にもあるとおり、一般的な日本企業においては、Mixed approachを採用するとなった場合に、欧州での取引だけを抜き出すことが技術的に可能かという問題があります。当社のビジネス・事業活動では抽出は難しいと判断しております。加えて、ヨーロッパのみの取引を抽出できたと仮定した場合でも、コネクティビティの問題があります。例えば、監査法人が監査証明を付すような有価証券報告書に類するヨーロッパ連結の財務諸表は作成していませんので、ニーズのない財務諸表を作った上で、サステナビリティ情報をMixed approachで開示するというのは、合理的ではありません。ヨーロッパでの取引が僅少または分別可能な企業にとっては問題ないかもしれないのですが、そうでない会社にとってMixed approachは相当程度難易度が高く、これらの部分を上手く整理しなければ、結果としてGlobal approachを選択せざるを得ない状況になってしまうと思います。

- 当社は、CSRDの域内適用については、EU域内のグループ会社が個社個別に開示を行う方針としており、28年度からESRS第三国基準に基づく親会社の連結ベースでの開示を想定しております。そのため、Mixed approachの採用により対象の開示範囲が大幅に減少すると考えておりますので、Mixed approachの採用を進めていただきたいという意見です。その上で、議論項目であるGlobal approachしか認めない場合での欧州側のリスクについてですが、いずれの点においても、大局的に外交上は欧州にとってのリスクであると考えますが、欧州で相当程度の売上高がある当社にとって、CSRDの内容の如何によって事業方針・事業目標を変更するということは難しいので、直接当社の事業内容を変更し得るような圧力になるものではないと想定しております。一方で、当社ではなく、例えばEU域内での事業規模が大企業の閾値付近にある企業、例えば、すでにアメリカ、中国、アジア、オセアニア等で相当規模の事業をおこなっ

ており新規に EU 市場に参入する企業にとっては、全体で見るとごく小規模な売上のためにグローバルの情報を集めなければいけませんので、かなり大きなハードルになるのではないかと想定しています。また、Global approach を採用した場合の、欧州域内の子会社の負担についてです。本来 CSRD による開示義務を負い、罰則等が課されるのは親会社ではなく欧州域内の子会社となります。CSRD の順守による受益者は彼らですので、例えば親会社はその開示業務を代行する形になった場合、役務提供の論点について検討する必要があると考えます。また、Global approach で各国からの情報収集が必要となった場合に、その負担を EU 域外の子会社が実質的に負うことに加え、EU 域内の子会社の事業規模をはるかに上回るグローバル連結範囲での情報収集コストが欧州域内の子会社にのしかかる形になります。Global approach を採用した場合、政策的、行政的な手続きコスト等が非常に高額になり、欧州市民である当社の欧州子会社に過大な負担を課すものになると想定しております。Mixed Approach を採用した場合のデメリットとして挙げられている、EU 内の事業を切り出して開示するための金額的成本やその際に想定するリスクは算定が難しいですが、多く見積もっても EU 域外から膨大な情報収集を行うコストを下回ると考えます。

- 当社として、Mixed approach の一本化は避けたく、いずれかのアプローチを選択する余地を残すことが望ましいと考えています。理由として、当社においては欧州の事業活動を切り離すことが非常に難しい状況があげられます。最大の課題は、欧州事業を切り離して固有の戦略・分析・評価・対応策を準備する意義が非常に薄い点です。また、現在体制がない状況から、これに対応するためだけの仕組みを作ることは避けたいとも考えています。オムニバス法案に絡めてお伝えすると、CSRD ユニークな条項が今後削除される期待感があります。そうなると ISSB 基準との同等性がより強まり CSRD と ISSB 対応の類似性が高まると考えます。そうなれば、Global approach 自体の対応負荷が軽減され、投資家にとっての情報の有用性も高まる。その両面で意義のあるものと考えますので、Global approach に限定するという意味ではありませんが、複数のアプローチを選択できるような状況が望ましいと考えます。
- Mixed approach について、個々の企業の開示負担という観点のみでいえば、選択肢として Mixed approach が追加される分には良い流れとして捉えることができるとも思料します。一方で、いくつか考えなければいけない点もございますので、何点かコメントお伝えします。

まず、産業競争力への影響についてです。Global approach を採用することが企業コストにつながる点、また、欧州市場への参入を阻害する可能性については、異論ございません。ただ、一方で、Mixed approach がグローバルな競争環境にどのように影響するかも検討が必要と考えます。特に、Mixed approach での開示を選択する企業におい

ては、EU 向けのサプライチェーンについてはグリーンに、その他向けはブラウンに、というインセンティブが働きかねないと考えます。もし、こうした動きが生じていくことになった場合、日本企業が海外から調達する部品については、ブラウンなサプライチェーンを経由したものとなり、これが長期的には、我が国の SX 戦略を阻害することや、競争力にネガティブに働かないだろうかとも思案しております。こうした懸念を払拭した形での提案ができれば、とも考えておりますが、妙案見出せておりません。

次に、開示実務の実施可能性についてです。保証対応も含めて考えますと、やはり、欧州向け売上に対応したインパクトを補足・集計するための基準が必要と考えます。区分集計や按分計算が必要となりますので、これに客観性を確保していこうとすると、生じうる状況を想定して、それに対して方法論を定めていく必要があります。例えば、企業のバリューチェーンのフローに変更があった場合、どのように報告するか、期中に変更があった場合、対象期間分のみを期間計算して算入する形となるか等、を明確化する必要がと思います。また、気候変動以外のトピック別開示に関して、指標だけでなく、戦略及びインパクトマネジメントについても、Mixed approach が適用されるのか。つまり、インパクト報告対象となる活動の帰属する組織に関する戦略、インパクトマネジメントのみを報告するのか。それとも、これらは、Mixed approach の適用に関わらず包括的に開示することになるのか。このような点については明らかになっておりません。

次に、Mixed approach を採用する場合の開示目的、情報の有用性についてです。そもそもの課題として、Mixed approach を採用する開示については、どうしてもコンプライアンス目的の開示となってしまう、企業として何のために情報を収集し、開示するのかが見出しにくくなる問題があると考えております。少なくとも投資家や金融機関にとっての有用性は乏しいのではないかと考えます。開示、経営、ガバナンスを有機的に結びつけて、持続的な価値創造プロセスにつなげていくという取り組みからは乖離してしまう恐れがあります。

最後に、オムニバス法案との関連についてです。オムニバス法案の提案内容を拝見するに、ESRS の方向性について、ISSB 基準を意識した表現になっているようにも感じています。特に上場企業対応という観点からは、ESRS について、ISSB 基準や日本基準との間で整合性を高める方向に促すことによって、Global approach で効率的に開示できる道を模索することも、併せて必要かと考えています。Mixed approach については、特に、非上場で投資家向けに開示作成する必要がない企業であって、CSRD 対応しなければいけない企業において、有力な選択肢となるのだろうと思います。Mixed approach という選択肢を設けて取り組みをしていくことにも一定のコストが必要と思

います。こうしたコストベネフィットを精査しつつ、望ましい形を提案していくことが重要と考えております。

- 3点コメントします。最初に、会計指令 40a 条 1 項に EU 域内の売上にかかる情報を提供するという形で限定が入っているため、ESRS の上位に属する会計指令にまで遡れば、Mixed approach もしくは類似の概念を選択肢として入れるのが当会計指令と整合的な対応であると考えます。次に、E1 気候変動に絞って Global approach を求める、他の開示項目については Mixed approach を許容する、という対応は、気候変動というテーマについてのパリ協定などの国際合意が存在する状況、Global base line である ISSB のテーマ別基準開発状況と整合しており、かつ企業の TCFD や ISSB 基準に基づく開示対応が進む時間軸も想定すると一定程度合理性があると評価しています。最後に、事務局資料（資料 4）P.18 にて EFRAG の TEG も指摘していますが、Mixed approach に係る指標情報の保証については区別する方法についての一定程度明確なガイダンスが必要不可欠ではないかと考えます。他方、ガイダンスの詳細さについては、情報の有用性、比較可能性、コンプライアンスコストとのバランス、保証可能性、およびコストの観点から、各ステークホルダーの意見を適切に反映したものとされることが望ましいと考えます。

- Mixed approach についてコメントします。Mixed approach に関しては、選択肢が増えるという観点から賛成する意見があった一方、保証可能性を含めた実務上の困難さへの懸念及び Mixed approach を適用した結果の開示情報の有用性に対する懸念の声が聞かれました。

グローバルに活動する企業は、そのバリューチェーンが広範かつ複雑であることが多く、EU 域内に対する売上に関連する活動の把握は困難となる可能性があると考えます。EU 域内・域外を切り分けるには、一定の客観性を確保した形で対応するインパクト等を捕捉するための基準又はガイダンスを定める必要がありますが、詳細な規定を設けることは難しいと考えられます。何らかの簡便的な方法（例：みなし規定、簡易の按分計算方法）も認められないと、実務的には利用できる場面が限られるという意見がありました。

また、現時点における ESRS 第三国基準の提案では、18C 項で、EU 域内のインパクトを捕捉するための信頼できるデータの収集や見積りに関するプロセスの確立を求めており、18B 項の適用のハードルを上げているように思われます。具体的なガイダンスの定めや簡便的な方法の容認がない場合、18C 項によって EU 域内向けの売上に関連する活動を切り分けることは、実務的には困難になり得ると考えます。

開示情報の有用性としては、EU 域内に対する売上に関連する活動のみが切り取られることになるため、その情報からは企業全体のインパクトに対する理解は困難であると

いった意見が聞かれました。例えば、サステナブル・ファイナンスの資金提供者の観点からすると、EU 域内に対する売上に関連する活動に対するインパクトだけが開示されたとしても、企業全体でのサステナビリティに対する取組が分からないのであれば、情報が不足するので、意思決定を誤るリスクも懸念されます。一方で、EU の消費者や NGO 等を情報利用者として想定した場合には、製品等の購買、活動において当該情報が利用されることも考えられますが、EU 域内だけに限定されるため、よりグリーンな消費活動をしたいと考える情報利用者に対しても情報が十分に開示されていないと評価されるおそれがあります。

オムニバス法案も踏まえた検討についてコメントします。オムニバス法案を踏まえると、ESRS のデータポイントの削減や対象企業の縮小等の理由から、子会社免除規定を適用して ESRS に準拠した開示を行う企業が多くなり、ESRS 第三国基準はあまり使われない可能性があると思われれます。オムニバス法案の内容も踏まえ、日本から、いつ、どのようなインプットを行っていくことが望ましいかについては、改めて企業、投資家の皆様の意見を踏まえることが必要と考えます。

(4) 閉会

- ありがとうございます。多数の委員からお話いただきました。また、次回に討議を継続させていただければと思います。

以上